

# 福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 衛藤 博昭

## 1 日 時

平成30年12月7日（金） 午後 1時29分から  
午後 3時38分まで

## 2 場 所

第3委員会室

## 3 出席した委員の氏名

衛藤博昭、嶋幸一、志村学、木田昇、二ノ宮健治、玉田輝義、戸高賢史

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

土居昌弘、小嶋秀行、平岩純子、堤栄三

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 長谷尾雅通、生活環境部長 山本章子、病院局長 田代英哉  
ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第127号議案、第128号議案及び第129号議案については、可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。  
継続請願31については、継続審査とすることを、賛成多数をもって決定した。
- (2) 陳情21について、質疑を行った。
- (3) 大分県病院事業中期事業計画（第4期）について、大分県障がい者計画について、大分県再犯防止推進計画について、大分県地震・津波対策アクションプランについて及び平成31年度当初予算要求状況についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課議事調整班 副主幹 長尾真也  
政策調査課調査広報班 主事 佐藤和哉

# 福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成30年12月7日（金）13：30～

場所：第3委員会室

## 1 開 会

## 2 病院局関係

13：30～13：50

### (1) 諸般の報告

①大分県病院事業中期事業計画（第4期）について

②県立病院精神医療センター（仮称）の工事請負契約の締結について

### (2) その他

## 3 福祉保健部関係

13：50～14：20

### (1) 付託案件の審査

第127号議案 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

### (2) 付託外案件の審査

陳 情 21 国に対して病院船の保有を求める意見書の提出について

### (3) 諸般の報告

①大分県障がい者計画について

②平成31年度当初予算要求状況について

### (4) その他

## 4 生活環境部関係

14：20～15：40

### (1) 付託案件の審査

第128号議案 公の施設の指定管理者の指定について

第129号議案 青少年の健全な育成に関する条例の一部改正について

継続請願 31 日出生台演習場でのオスプレイを伴う日米共同訓練を行わないように求める意見書の提出について

### (2) 諸般の報告

①大分県再犯防止推進計画について

②大分県水道ビジョンについて

③平成30年度人権に関する県民意識調査結果について

④地震津波被害想定調査中間報告について

⑤大分県地震・津波防災アクションプランについて

⑥新大分県消防広域化推進計画（仮称）について

⑦平成31年度当初予算要求状況について

### (3) その他

5 協議事項

15 : 40 ~ 15 : 45

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) その他

6 閉 会

## 会議の概要及び結果

**衛藤委員長** ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

また、本日は、委員外議員として土居議員、小嶋議員、平岩議員、堤議員に出席いただいております。

ここで、委員外議員の皆さまに申し上げます。発言を希望される場合は、各説明事項及び諸報告の区切りごとに、委員の質疑終了後、挙手をし、私から指名を受けた後、御発言願います。進行状況を勘案しながら議事を進めてまいりますので、あらかじめ御了解願います。

本日審査いただく案件は、前回からの継続請願1件、今回付託を受けました議案3件、陳情1件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより病院局関係の審査を行います。

執行部より、報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、次第の①の報告をお願いします。

**田代病院局長** 病院局の事業につきましては、衛藤委員長をはじめ委員の皆さま方には、日頃より御指導、御支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、病院局では今年度、これまでの取組を検証し、平成31年度以降の第四期中期事業計画を策定することとしています。今年度前半より、各診療科、各部門の責任者に対して計画の実施状況と次期計画への展望を聴取してまいりました。現在、事務局で次期計画の取りまとめ作業を行っております。今回は、途中経過ですが、その方向性と内容を御報告申し上げたいと思います。

それでは、説明につきましては、次長から行います。どうぞよろしくをお願いします。

**廣瀬病院局次長兼県立病院事務局長** 大分県病院事業中期事業計画（第四期）の素案の概要について御説明します。福祉保健生活環境委員会資料の1ページをお開きください。

まず、資料上段ですが、病院事業は平成18

年4月から、地方公営企業法の全部適用への移行を契機として、第一期から第三期の中期事業計画を策定し、様々な改革に取り組んできました。

今年度が第三期中期事業計画の計画期間の最終年度になりますので、これまでの取組を総括しますと、県立病院は、高度・専門医療、政策医療の充実により、県民医療の基幹病院としての役割を果たしてきました。

経営的にも、資料右側のグラフの1収益的収支にあるように、平成19年度には単年度収支が黒字化を達成し、その右のグラフの2当年度未処分利益剰余金にあるように、累積欠損金も平成27年度に解消し、以後黒字を継続してきたところです。

次に、これまでの取組を（1）医療機能、（2）環境整備、（3）経営の三つに分けて説明します。

（1）医療機能では、昭和47年のがんセンター開設以降、総合周産期母子医療センター、救命救急センター、循環器センターと診療機能の集積化を図ってきました。また、地域がん診療連携拠点病院や地域医療支援病院、第一種感染症指定医療機関の指定など地域の基幹病院として各種の指定を受けるとともに、第三期計画期間中には、患者の退院後の支援の充実を図るため、診療支援センター、入退院支援センターを開設し診療機能の充実が図られたところです。

（2）環境整備としては、7対1看護体制、30対1医師事務作業補助体制による人員体制の構築や大規模改修工事の実施、電子カルテの更新など施設・設備面の改修等により患者療養環境や職員勤務環境の充実を図ってきたところです。

（3）経営面では、26年度決算以外は単年度収支黒字を達成していますが、右のグラフの3平均在院日数と病床利用率にあるように、平均在院日数を下げ、病床利用率を上げることで、収益の確保を図ってきました。また、一般会計

負担金の通減にも取り組み、過度に一般会計に依存しない経営体質の確立を図ってきました。

今後の主な課題ですが、大分県地域医療構想を踏まえた医療ニーズへの対応、精神医療センターの開設と運営、大規模改修工事への対応など様々な課題がありますが、これまでの成果を踏まえ、継続的に良質な医療を提供するとともに、県民医療の基幹病院としての使命を果たしていくことが必要と考えております。

このため、資料下段ですが、平成31年度から34年度までの第四期中期事業計画では、1 県民の求める医療機能の充実、2 良質な医療提供体制の確保と患者ニーズへの対応、3 地域医療機関等との医療連携、4 経営基盤の強化の4項目に分けて、具体的な課題への対応を検討していきたいと考えています。

現在検討している新規・重点的な取組としましては、1 県民の求める医療機能の充実では、1) 高度・専門医療への取組として、①のゲノム医療への対応やロボット技術など先端医療の活用を検討していきたいと考えています。

2) 政策医療については、特に、①の精神医療について、センター開設への取組を進めるとともに、開設後の院内外の診療連携体制の構築に加え、経営の改善策を検討していきます。

2 良質な医療提供体制の確保と患者ニーズへの対応では、1) の①医療安全対策の推進を図るほか、2) の①看護体制についても、専門・認定看護師の育成などにより充実させることとしています。また、4) の働き方改革についても、国の議論を注視しつつ、勤務時間の管理など先行実施できるものから検討を進めていきます。

3 地域医療機関等との医療連携については、1) 診療支援センターの体制整備では、センターの機能を強化し、入院前から退院時を見越した患者支援を検討することで、急性期を脱した患者さんの円滑な地域医療機関への移行を進めていきたいと考えています。

4 経営基盤の強化につきましては、引き続き経営の効率化と経営意識、意識改革・業務改善を進めていきたいと考えています。

こうした取組による収支の見通しにつきましては、現在精査中ですが、従来の一般診療科分では、引き続き単年度収支の黒字を維持できる見込みです。

個別具体的な内容については、来年1月末までに取りまとめ、外部有識者を交えた経営改善推進委員会の評価を受けて、パブリックコメントを実施し、3月の常任委員会に御報告した後、公表する予定としています。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 1点確認ですが、資料下段の1 県民の求める医療機能の充実、2) 政策医療の中の①精神医療のところで、センター開設と、資料を見ると院内診療体制の構築とありますが、説明では院内外診療体制とおっしゃったんですけど、どちらが正なんですか。

**廣瀬病院局長兼県立病院事務局長** 院内外ですね。すみません、これは資料が間違っています。院内体制は当然しっかりやりますけれども、開設したときの実際の連携体制が大切だと思います。これは福祉保健部と連携を図りながら、しっかりやっていきたいと考えております。

**衛藤委員長** では、資料の再提出を後日よろしくお願いいたします。

**戸高委員** 下の段の人材確保、医師、看護師の働き方改革の勤務時間の適正を図るといことなんですが、実質的には人を増やすというようなこと以外にどういった対応を考えているんですか。

**波多野総務経営課長** 職員の働き方改革ですが、特にドクターに関しましては、逐次努力をしており、まず1点目、研修医ですが、今年の2月から宿直明けについては、午後からは特別休暇ということで実施しております。大体9割方の先生が特別休暇を取得している状況です。

それから、2点目ですが、医療秘書に業務の移管をしており、ドクターの書類の作成の補助を医療秘書が行うということで、今病院内では外来と病棟に25名を配置しているところです。

また、今年の10月から患者さんか家族の方には、緊急の場合を除き原則として勤務時間内で病状を説明するという取組も始めております。

ドクターについては、勤務の状況によって、これから勤怠システムの導入も検討していきます。

現状は、そういった取組を着実にやっているところです。

**玉田委員** 良質な医療提供体制の確保と患者ニーズへの対応で、看護体制の充実の中で、さきほど専門・認定看護師の育成という話もありましたけれども、看護科学大学で育成している認定看護師、その辺の関係はこれから議論されるのでしょうか。

**玉井副院長兼看護部長** 看護大が全国に先駆けて行っている特定行為の研修就業者、特にNPと言ったりしていますが、これについては、国でも養成が進められていますが、10万人という目標値が出ており、全国では1千人程度しかいませんけれども、当院では既に小児と老年で2名おります。小児の方は在宅に向けて、小児在宅支援チームの一員として訪問看護を行っており、老年の方も在宅に向けた体制の中心的メンバーとして今活躍しているところです。

国の方針もあり、今後、看護協会も認定看護師と特定行為の研修修了者をドッキングさせた研修を計画しており、より養成を積極的に進められるのではないかと考えております。

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

**土居委員外議員** さきほど委員長からありました精神医療センター開設と院内外の診療体制ということで、連携するというのはよく分かったんですけども、例えば、アウトリーチ型の診療体制を組むなど今検討されているのでしょうか。

それから、NPなんですけれども、在宅医療を支援すると、現状、材料は出るけれども、評価や報酬につながらないという悩みを抱えています。この辺、今どのようにしているのかを伺いたいと思います。

**廣瀬病院局次長兼県立病院事務局長** 実際外に

出る方はそうだろうと思うんですけども、私どもは急性期型の医療センターということで、基本的に受入れを前提にしております。最終的に将来、そういうところも考えられるかもしれませんが、基本的には軌道に乗るまではそういう形になると思います。

**玉井副院長兼看護部長** NPの診療報酬についてですけども、現在、在宅に向けて小児関係のNPがおり、医師や多職種により構成される小児在宅支援チームが、NICUとか医療の依存度の高い患者さんを対象に早期から小児専門看護師を中心として県内のいろんな施設とコーディネートして、在宅に向けてやっております。実際に訪問するのはNPなんですけれども、チーム関わっております。その診療報酬については、訪問すれば多少のお金はいただけるんですけど、余り多くはないというのが現状です。

**井上病院長** 報酬については、医者が往診に行くときだけはきちんと取れるんですけども、やはりNPだけのときは難しいのが現状です。

**平岩委員外議員** 県病で入院している子どもさんの場合、基本的に親が付き添うという形になっているのかを教えてくださいたいと思います。

**玉井副院長兼看護部長** 基本的には5歳以下の子どもさんについては親御さんが付く形で、あとは全て完全看護となっています。

**平岩委員外議員** 重度の障がいがあり、5歳以上で入退院がしょっちゅう繰り返されるというお子さんもいます。例えば、都会の病院であれば完全看護でいいんだけど、大分県では親御さんがまだ付き添わなきゃいけない。そうすると生活もあるから仕事を持たないと、いろんな話を聞くもんですから。そういう方向性が今後検討されるといいなと思っています。

**玉井副院長兼看護部長** 現在のところ、親御さんの負担が大きければ一時帰宅していただいております。その間は看護師又は保育士がおりますので、見させていただくという体制を取っております。

**井上病院長** 補足しますけど、議員の御指摘は恐らくレスパイト入院のようなものをお考えなんだろうと思います。家族の疲労を取るために

本人の医療のニーズがある限りは、一時的に話し合っただけで完全にお預かりするという形を少しずつ模索しております。ただ、それをどんどん広げるといのはかなり難しいので、可能な限り行なうというのが現状です。

**衛藤委員長** ほかに御質疑等もないので、次の報告をお願いします。

**財前会計管理課長** 県立病院精神医療センター（仮称）の工事請負契約の締結について御説明します。福祉保健生活環境委員会資料の2ページをお開きください。

なお、お手元の議案書60ページに土木建築部から第135号議案として提出していますが、説明はこちらの資料で行います。資料の左上、二重の四角囲みをした部分を御覧ください。

前回も説明した内容ですが、1 工事内容は、県立病院精神医療センターの新築工事を行うもので、2 契約予定者は株式会社末宗組、3 契約予定金額は9億5,040万円、4 工期は着工が契約締結の日の翌日、完成は平成32年3月13日を予定しています。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別に御質疑等もないので、これを持ちまして、病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔病院局退室、福祉保健部入室〕

**衛藤委員長** これより福祉保健部関係の審査に入ります。

また、本日は、委員外議員として土居議員、小嶋議員、平岩議員、堤議員に出席いただいております。

それでは、付託案件の審査を行います。

初めに、第127号議案児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

について、執行部の説明を求めます。

**大戸子ども・家庭支援課長** 委員会資料の1ページをお開きください。

第127号議案児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。なお、議案書は50ページですが、委員会資料で説明を行います。

まず、1 条例の概要についてですが、本条例は、児童福祉法の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める厚生省令に従って、児童養護施設の職員の資格要件等について、県が基準を定めたものです。

次に、2 改正理由ですが、学校教育法の一部改正により、平成31年4月から専門職大学制度が創設されることに伴い省令の一部改正が行われたため、条例の規定を整備するものです。今回の省令（国の基準）の改正概要について御説明します。

まず、1 の心理担当職員の大学卒業資格について、心理学科卒業者に、当該学科を修めた専門職大学の前期課程修了者が追加されました。専門職大学では、右側吹き出しの上から4番目の中ボツのとおり、4年生課程のほか、前期及び後期に区分でき、前期課程修了者には、短期大学士（専門職）の学位が授与されます。

同様に、2 の児童指導員等の大学卒業資格について、（1）のとおり社会福祉学科等の卒業者に、当該学科を修めた専門職大学の前期課程修了者が追加されました。

また、2 の児童指導員等については、（2）教諭資格について、「学校教育法の規定による教諭となる資格を有する者」から「教育職員免許法に規定する免許状を有する者」と変更されました。これは、教員としては必須である教員免許の更新講習を受講しなくても、児童指導員等の資格要件を満たすことを明確にするための改正です。

次に、3 改正内容ですが、（1）心理担当職員及び児童指導員等の大学卒業資格について、専門職大学の前期課程修了者を追加するとともに、（2）児童指導員等の教諭資格について、根拠法の変更を行い、省令改正に従って規定を整備

するものです。

最後に、4 施行期日ですが、来年 4 月 1 日としています。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査は終わります。

次に、付託外案件の審査を行います。

陳情 2 1 国に対して病院船の保有を求める意見書の提出について、執行部から説明をお願いします。

**西永医療政策課長** お手元の赤色の陳情文書表 1 ページをお開きください。

陳情 2 1 国に対して病院船の保有を求める陳情について、御説明します。

病院船は、災害時多目的船とも呼ばれ、大規模災害発生時に、医療活動や行方不明者の捜索・救助、人員・物資の輸送、被災者に対する給食・給水や入浴等の支援などに活用することができる多目的の機能を有する船舶です。

その活用等に関する我が国での検討は、平成 3 年の関係省庁による多目的船舶調査検討委員会の設立により始まり、長年にわたり議論が行われてきましたが、建造に要する莫大な費用や平時での活用、医療従事者等人材の確保などの課題があり、その保有には至っていない状況です。

現在、国においては、政府や民間の船舶の活用が検討されており、当面、実証訓練を行うことが有効な方策の一つとされています。平成 2 4 年度以降、様々な場所や想定のもとで訓練に

取り組んでいるところであり、その動向に注視してまいりたいと考えています。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。この陳情について、御意見等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別に御意見等もないので、これをもって意見聴取を終了します。

以上で、付託外案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、次第の①の報告をお願いします。

**二日市障害福祉課長** 委員会資料の 2 ページをお開きください。お手元に素案本文をお配りしていますが、説明は委員会資料で行います。

9 月の当委員会において、大分県障がい者計画の骨子について報告しましたが、その後、策定作業を進め、素案がまとまりましたので御説明します。

第 1 計画策定の趣旨等については、1 趣旨のとおり、この計画は当県の障がい者施策を総合的に進めるための基本方針であり、また障がい福祉サービス提供体制確保のための実施計画でもあります。

3 計画期間は、平成 3 1 年度、2 0 1 9 年度から 2 0 2 3 年度までの 5 年間です。

次に、第 2 計画の概要です。

1 策定にあたってにあるように、(1) 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例の理念を反映することや(4) 新たな第 5 期基本計画と昨年度策定した障がい福祉計画を統合して一体的に策定し、県民の皆さまにより分かりやすいものとするなどをポイントとしています。

その下の 2 基本理念では、前回の説明と同様に、(1) 人格と個性を尊重し合える共生社会の実現をはじめとした 3 点を掲げております。右の 3 施策項目は、施策の方向と具体的な取組内容を記載しており、右下の※印にあるとおり、四角が二重になっている項目は、基本計画と福



祉計画が重なっているものです。以下、各項目の主な内容を御紹介します。

最初の（１）共生社会実現に向けた理解促進と権利擁護では、県条例の趣旨の浸透を図ることを基本とし、（２）地域生活支援では、相談支援体制の整備において、親なき後への取組等を盛り込んでいます。（３）保健・医療の推進では、乳幼児期からの早期支援体制の充実や県立病院精神医療センターを中心とする救急医療体制の整備などを記載し、（４）教育の振興では、教育環境の再編整備や特別支援教育における教職員の専門性向上について、また、（５）雇用・就業、経済的自立の推進においては、障がい者雇用率日本一を目指す取組の充実について記載しています。（６）芸術文化活動・スポーツの推進では、先般開催された全国障害者芸術・文化祭の盛り上がり継続していくための障がい者アートの振興等について、（７）安心・安全な生活環境の整備、防災等の推進では、ハード面における障がい者に配慮したまちづくりの総合的推進や福祉避難所の受皿拡大などの防災対策を記載するなど、新たな諸課題に対応する取組を盛り込んでいます。

最後に下の第３スケジュールを御覧ください。５月から７月にかけて、太い四角囲みにありますように、計１２の障がい当事者等の団体から御意見を承り、約６割を素案に反映しました。

また、８月と１１月には、障害者基本法において意見を聴くよう定められている大分県障害者施策推進協議会を開催し、医療的ケア児への支援の充実や障がいのある妊産婦への支援、ヘルプカードの周知など多くの意見をいただき、ほぼ全てを素案に反映させて、内容の充実を図っております。

今後、今月下旬からパブリックコメントを１か月間行った上で成案を作成し、来年の第１回定例会で御報告する予定です。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはあ

りませんか。

**土居委員外議員** 計画素案の２８ページの一番外、権利擁護の推進で４番、大分県は障がい者差別解消、権利擁護センターで、「相談員を配置して対応に当たる」と書いてありますが、室長に伺うと、今までを少し反省して、これからは県が主体となって連携が取れるように配慮していこうという思いを先日聞いております。その辺がまだ文言になっていないので、室長が変わると変わるみたいなことになると困るので、その辺いかがでしょうか。

**工藤障害者社会参加推進室長** 確かに明確な文言として、まだ入り切れていないと考えておりますので、成案になるまでの段階で、それが目に見える形になるように調整してまいりたいと思っております。

**平岩委員外議員** 計画はとても大切なものだし、本当に全ての面において一生懸命盛られていると思うんですけども、障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例は、やはり今一番実効性を求めている、本当に息づいてきている状況かな。でも、息づかせようとするほど、多くの課題が出てくるんだというのも現実です。

一つだけ例をあげると、ＳＳＳを導入されるということで、ＪＲの駅の駅員さんの不在ということが出てきました。この前、障がいのある人たちが大分大学駅、牧駅などから乗って、大分に集まってきたときに伺ったことですが、いかに障がいのある人たちが駅を利用することが大変なことか、また駅は障がいのある人が利用するようにはなっていなかったということが浮き彫りになったんですね。

案内放送で「お手伝いが必要な方は声をおかけになってください」と言うけど、みんなスマホに夢中になっていて、声なんかかけられる状況ではないと言われたことが大変象徴的だなと思ったんですね。

障がいのある人にとって大切なことが、いかに健常者から見たら分からないことだったのかと、私は頭を殴られたような気がしました。やはり当事者の話も聞きながら、この計画を実効

性があるものに、こつこつ積み上げていった  
ただきたいと思います。要望です。

**衛藤委員長** 以上要望ですので、しっかりお応  
えをお願いします。

**戸高委員** 委員外議員ではありませんが、よろ  
しいですか。

障がい者雇用率の達成年度は32年というこ  
とでよろしいんですかね。それから、そのため  
の施策ですけれども、32年達成に向けての具  
体的なものが分かれば教えていただければと思  
います。

**工藤障害者社会参加推進室長** 障がい者雇用率  
日本一につきましては、県政重要課題というこ  
とで、1位の奪還ということで向かっておりま  
す。遠い先を目標にというよりも、日々目標、  
今年度、来年度ということで進めるという気概  
を持ってやっているところです。

それから、具体的な今後の施策ですけれども、  
本県では障がい者の雇用アドバイザーという委  
嘱をしたスタッフを現在8名置いています。全  
国的に見ても、こういうスタッフをそろえてや  
っている県が非常に少なく、厚労省からも特  
徴的な対応をしている県と見られていますので、  
もっと効果が上がるように活動を継続してい  
くことが一番だと思っています。

また、身体、知的、精神の中で、身体はなか  
なか伸び代が厳しいということですが、精神、  
知的については、まだまだ余地があるという分  
析もしていますので、重点的に各民間企業に働  
きかけて、具体的な成果でお応えしていきたい  
と思っています。

**木田委員** 12ページを見ると、障がいの割合  
で、視覚障がいの方もかなりあります。今回の  
芸術・文化祭の中で、音声ガイドの工夫とかを  
目にしましたけれども、視覚障がい者関係の団  
体、そういった方々の御要望とか、今この中で  
どんなものが反映されているのか。

また、これから5年間、かなり情報通信技術  
も上がっていくと思うんですけれども、そうい  
ったものを開発して何かこういうものを模索し  
ていきたいといったことがこの計画に入ってい  
るのかどうか教えていただきたいと思います。

**二日市障害福祉課長** 視覚障がい者団体、聴覚  
障がい者団体にも、もちろん出向いて御説明を  
して御意見を頂戴しました。聴覚障がい者の団  
体からいろいろな細かい御意見をいただきました  
が、視覚の団体からは余りこれといったのは  
ありませんでした。今、視覚障がい者団体から  
これというのがすぐ出てきませんけれども、事  
前にいただいたもので取り入れられるものは全  
て取り入れていますし、具体的には今後の検討  
課題としております。

**木田委員** ICTの関係とか入っているかなと  
思っています。

**工藤障害者社会参加推進室長** 視覚障がいのあ  
る方に特化してICTというのは具体的にこの  
中にはありませんが、芸術・文化の振興とい  
う中で視覚障がいのある方でも楽しめるよう  
な、参加できるような仕掛けは当然必要だと思  
っております。

**堤委員外議員** 介護保険サービスのところで、  
負担軽減等を適用することにより、円滑な移行  
を促進すると。もともと65歳になれば、介護  
保険制度、認定をしなければ介護保険制度に移  
行はしないんですけどね。仮にその認定を受け  
た人が介護保険ならいろいろと負担が出てくる  
んだけど、その辺をどうするかという考えは、  
この36ページに書いているのか。

もう一つ、障がい者雇用の促進で、県教委と  
の関係で、先日、労働局に提出しましたけれど  
も、県教委と福祉との協議の中で、福祉保健部  
からどういう提言がされたのかの2点を教えて  
ください。

**二日市障害福祉課長** 介護保険からの介護保険  
のサービスも使えて、引き続き障がい者のサー  
ビスを使いたいという方は、当然障がい者のサー  
ビスを引き続き有利な形で使えるように市町  
村にも徹底してやっております。

また、地方では共生型のサービスで、サービ  
ス事業所がどちらのサービスも、障がい者向け、  
介護保健向けのサービスも使えるようにしてい  
くことも進めておりますので、利用者にとっ  
てはより選択の幅が広がって、より有利な形で使  
っていただくように進めているという趣旨です。

**工藤障害者社会参加推進室長** 2点目ですが、先般、教育委員会から今後の対策ということで発表がなされましたけれども、今回計画を教育委員会で練るにあたって、福祉保健部との数度にわたる会議を経て計画を作り上げたというプロセスです。その中で、当部から提案したのは、まずは今回、法定雇用率の大きな低下があり、法定雇用率を満たしていない状態になりましたので、一刻も早く、教育委員会2.4%の達成をぜひともお願いするというのがまず1点です。

それから、それを進めるにあたって、どういう障がいのある方が仕事に就く可能性があるのかというお尋ねが教育委員会からありましたので、さきほども申し上げましたように、身体障害者について企業の獲得意欲がは非常に高く、なかなか官公庁で採用しようとしても難しいということ。また、知的あるいは精神障害者の採用に力を入れていただきたいということで、特別支援学校の卒業生の中から積極的な採用、障がい者雇用を進めてはどうかということを進言しました。

**衛藤委員長** 次の報告に移りたいと思うんですが、委員の皆さまにおかれましては、委員の質問が終わった後の質問はできるだけお控えいただくようお願いいたします。関連質問はこの限りではありませんので、よろしく願いいたします。指名する、しないはその場で判断していきます。

ほかに御質疑等もないので、続いて、次の報告をお願いします。

**長谷尾福祉保健部長** 一般会計当初予算の要求状況について説明申し上げます。お手元の平成31年度福祉保健部当初予算要求の概要の1ページをお開きください。

当部の31年度当初要求額ですが、事業費ベースで979億2,297万1千円となっています。その右の欄30年度当初予算額と比較しますと、61億5,084万8千円、率にして6.7%の増となっています。

この主な理由ですが、介護報酬の改定や後期高齢者の増加、保育の無償化などにより、社会

保障費が約21億の増となっています。また、認知症グループホームや小規模特別養護老人ホーム等の整備数増と、その整備に充てる国庫補助金などの財源を基金に積み立てることで合わせて約29億の増、県立精神医療センターの本体工事が来年度から本格化することに伴い約4億の増などとなっています。

その下の事業体系ですが、県の長期総合計画プラン2015の基本目標1安心の分野における、(1)一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つ社会づくりの推進～子育て満足度日本一の実現～から、次のページの(9)安全・安心な県土づくりと危機管理体制の充実までとなっています。

本日は、この中から主なものを御説明します。3ページを御覧ください。

1番おいた子育てほっとクーポン利用促進事業7,779万1千円です。

これは、子育て支援サービスの利用促進を図り、子育て世帯の負担を軽減するため、様々なサービスに利用できるクーポンを、来年度から第4子以降の配布額を拡充するものです。

なお、平成27年度の制度開始時に、当時の未就学児全員に配布したクーポンの利用が終了するため、要求額としては、今年度当初予算額よりも少なくなっています。

次に、2番放課後児童対策充実事業7億4,959万2千円です。

これは、放課後児童クラブを運営する市町村に対する運営費等の助成ですが、来年度は小規模クラブや障がい児受入れ時等の運営費加算を新たに設けるほか、クラブ運営主体強化研究会の開催などにより、待機児童の解消に向け、取り組んでまいります。

次に、3番保育環境向上支援事業1億2,325万8千円です。

これは、保育人材の確保と職場定着を図るため、新卒保育士の県内就職や潜在保育士の再就職への支援を行うとともに、保育現場の働き方改革の実践を支援するものです。来年度は新たに、保育士の業務をサポートする保育補助者の雇用経費に助成します。

次に、5番児童虐待防止対策事業1,337万8千円です。

これは、児童虐待防止の徹底を図るため、関係機関の連携及び児童相談所の機能を強化するものです。来年度は新たに、出産後の育児が特に困難な妊婦に対し緊急的な住まいを提供するなど、対応を強化します。

次に、7番新規事業医療的ケア児支援体制構築事業370万5千円です。

これは、日常生活に医療の必要な医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、コーディネーターの養成やサービスの充実を図るとともに、保健、医療、福祉等の相互連携体制を整備するものです。

なお、医療技術の進歩等を背景に、たんの吸引などが必要な児童の支援体制の整備は喫緊の課題であり、対象児童が入学する4月から取り組む必要があるため、骨格予算で要求しています。

次に、8番おおいた出会い応援事業3,726万円です。

これは、出会いサポートセンターの運営費ですが、来年度は新たに、センターのある大分市以外の若者が、相談や登録等が可能となる巡回相談会を実施します。

4ページをお開きください。

11番地域医療教育・研修推進事業5,384万4千円です。

これは、地域医療に携わる医師の育成・確保を図るため、大分大学医学部地域医療学センターと連携し、地域枠医師のキャリア形成に係る支援体制を強化するものです。来年度は新たに、医師のキャリア形成プログラムの作成体制を強化します。

5ページを御覧ください。

21番県立病院精神医療センター整備事業4億8,575万2千円です。

これは、県立の精神医療センターを設置する病院事業会計に対し、建設費用の一部を一般会計が負担するものです。32年度中の完成・開設に向け、来年度から本体工事が本格化します。

次に、22番重度心身障がい者医療費給付事

業9億9,991万2千円です。

これは、重度心身障がい者の経済的負担を軽減するため、当該医療費を給付する市町村に対し助成するものです。来年度中に、医療費還付手続が不要となる自動償還払に移行できるよう、市町村とともに準備を進めてまいります。

次に、26番新規事業災害時要配慮者支援事業3,136万円です。

これは、後ほど廃止事業で御説明する福祉避難所体制強化事業を組み替えて実施するものです。災害関連でもありますので、骨格予算で要求しています。来年度は新たに、災害時に要配慮者の安心・安全を確保するため、早期避難の意識啓発と避難訓練の実施を促進するほか、適切な避難場所提供の体制整備を図ります。

次に、28番新規事業感染症指定医療機関整備事業2,220万6千円です。

これは、病院の耐震化や感染拡大リスクの管理を強化するため、老朽化した第二種感染症医療機関の病床改修に対し助成するものです。

なお、対象である南海医療センターと県立病院は現在改築中であり、来年度中の完成を目指していることから、工期の都合上、骨格予算で要求しています。

6ページをお開きください。

最後に、主な廃止事業について説明します。

1番福祉避難所体制強化事業です。

これは、災害時に要配慮者の状態に応じた適切な対応ができるよう、平成29年度から30年度の2か年事業として実施したものです。来年度は、さきほど御説明した災害時要配慮者支援事業に組み替えて実施するため廃止します。

次に、8番重度心身障がい者医療費給付方式改善事業です。

これは、医療費の自動償還払への移行に必要な電算システムの改修を行う市町に対し助成したのですが、平成30年度の単年度事業として、所期の目的を達成したため廃止します。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

**土居委員外議員** 児童虐待防止対策で児相の強化をすると。一般質問でもしましたが、やはり児童福祉司等が少ないと思うんです。強化プランでは、例えば、中央なら25人以上欲しいところなんです。私の勘定では20人、管理職を含めたら21人、中津で10人必要なところを、私の勘定では6人、管理職を含めれば8人ということで、いずれにしても少ない状況です。

これから新プランができて、それに沿って進められるようになると、本当に現場の人が少ないと思います。保健所もこの3月30日の運営指針の改正でも、やはり1名以上配置することと書いております。

現状中津では、業務が少ないからということと兼任されていますが、それはやはり兼任のため児童福祉司等が仕事を分け合いながらやっている状況だと私は思っています。満足度日本一に向けて、ここはしっかりと補強していただきたいなと願っていますが、いかがでしょうか。

**長谷尾福祉保健部長** これは先般、土居議員の一般質問に答えたとおりですが、基準の話になりますと、もう基準どおりやっているということです。ただ、我々も今の状況をよく見ながらいろいろ考えないといけないとは思っているところです。

保健師についても、事例的にはそんなに上がっているものじゃないんですけども、答弁でも答えたように、今は中津の保健所、北部保健所で中津の担当者1人兼務をかけています。これを保健師に複数兼務をかければ、より柔軟な対応ができるのではないかと考えておりますので、兼務者を増やして、そのさきどのような状況になるかをよく見極めながら対応していきたいと思っております。

**土居委員外議員** また大戸課長と話し合いながら、もう少し詳しく知りたいと思いますので、後ほどよろしくお願ひします。

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかにないようですので、これをもちまして、福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔福祉保健部退室、生活環境部入室〕

**衛藤委員長** これより生活環境部関係の審査に入ります。

また、本日は、委員外議員として土居議員、小嶋議員、平岩議員、堤議員に出席いただいております。

それでは、付託案件の審査を行います。

初めに、第128号議案公の施設の指定管理者の指定について、執行部の説明を求めます。

**藤本生活環境企画課長** 議案書52ページ第128号議案公の施設の指定管理者の指定について御説明します。資料1ページをお開きください。

さきの第2回定例会の常任委員会において御報告しましたが、生活環境部が所管する公の施設のうち、大分県長者原園地並びにおおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場について、このたび、指定管理候補者を選定いたしましたので、地方自治法の規定に基づき、指定の承認をお願いするものです。

まず、1大分県長者原園地についてです。

申請のあった1団体について選定委員会による審査の結果、有限会社吉武建設を指定するものです。

選定委員会における評価は、表にお示ししているとおりですが、利用者増に向けた積極的な広報活動や技術力を生かした維持管理等が評価されました。提案価格は、利用料金を収入として費用を賄うこととし、「なし」としております。

次に、2おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場についてです。

申請のあった1団体について審査を行った結果、九州乳業株式会社を指定するものです。

候補者は隣接地に立地し、安心・安全な施設管理体制が確保できることや所有する施設と連携した幅広い年齢層の利用を促すイベント開催が計画されていること等が評価されました。

提案価格は、こちらも「なし」としております。

あわせて、おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場のネーミングライツ協賛スポンサーの選定結果についても報告いたします。

応募のあった1団体について選定を行った結果、九州乳業株式会社がスポンサーとして選定されました。

期間は平成31年2月からの4年間、金額は年間50万円、名称はドッグランは「みどりのドッグラン」、多目的広場は「みどりの広場」と決めました。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第129号議案青少年の健全な育成に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**安藤私学振興・青少年課長** 議案書53ページ第129号議案青少年の健全な育成に関する条例の一部改正について御説明します。資料2ページをお開きください。

青少年の自画撮り被害の防止については、第3回定例会で報告した後にパブリックコメントを実施いたしました。

資料上段の③パブリックコメントの意見についてですが、全部で5件の御意見が寄せられて、そのうち4件は条例改正に賛成の意見で、残る1件は反対意見でした。反対意見の概要は、記載しているとおり「憲法で保障する幸福追求権や表現の自由を侵害する恐れがあるのではないか」というものでした。県としましては、今回の改正内容は、この表現の自由に配慮し、青少年に対して児童ポルノ等を不当に要求する行為に限って規制しており、表現の自由等を侵害するものではないと考えます。

資料中段の関係機関との協議結果についてですが、大分地検からは、「罰則規定に問題はなく、案のとおり改正して差し支えない」旨の、県警からは、「改正条例成立から施行までおおむねひと月あれば、警察官等への周知及び現場での対応が可能」との回答をいただいたところです。

以上を踏まえまして資料下段の1、改正の内容についてですが、(1)青少年に対して児童ポルノ等の提供を不当に求める行為を禁止する規定を追加し、青少年に拒まれたにもかかわらず、又は威迫等の方法により、児童ポルノ等を要求することを禁止します。(2)これに違反した場合、30万円以下の罰金又は科料とする罰則規定をあわせて追加します。

続いて2の施行期日は、周知期間等を踏まえ平成31年2月1日とします。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の審査を行います。

継続請願31日出生台演習場でのオスプレイを伴う日米共同訓練を行わないように求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。**河野危機管理室長** 継続審査となっています日出生台演習場でのオスプレイを伴う日米共同訓練を行わないように求める意見書の提出について、御説明いたします。

先月19日、九州防衛局長が来庁し、本日12月7日金曜日から19日水曜日までの間、日出生台演習場等で行われるオスプレイを使用した米海兵隊との実動訓練（フォレストライト01）の概要等について説明がありました。この訓練では、12日及び16日の両日も2機のオスプレイが使用され、最大で4機のオスプレイが日出生台演習場に飛来予定です。

この席上、知事は、「オスプレイを使用した訓練を実施しないよう再三申し入れたにもかかわらず、訓練実施の説明があったことは大変遺憾であり、到底受け入れられない」と述べたところです。

これを受け、先月22日には県と関係6市町で、九州防衛局長に対し、再度、米海兵隊との実動訓練を日出生台演習場で行わないこと等の要請を行いました。

さらに、先月30日には、知事が直接岩屋防衛大臣と面会し、「訓練の実施は了解できない。それでも行うというのであれば、了解できないが、県民の安全確保に万全を期すこと、さらに訓練を恒常化しないこと」を申し入れ、大臣からは、「訓練について、何とか理解してもらいたい。安全確保については、私からも直接言っておく」との話がありました。

こうした状況を受け、県は、日米共同訓練等対策班を設置するとともに、12月1日には、県と関係6市町は、九州防衛局長に対し、訓練を実施するのであれば、まずは地域住民の不安解消と安全確保のため、十分な措置を講じるよう要請したところです。

九州防衛局は、「特に航空機の使用に関しては、人口密集地域を避けるなど経路や高度を考慮し、安全面の確保や騒音の低減に努めるよう

米軍と調整・徹底する。訓練情報については、米側等とも調整の上、可能な限りお伝えする」などを回答したことから、県及び関係6市町としては、その回答について確認したところです。

なお、「来年度以降のMV-22オスプレイが参加する日米共同訓練等の計画については何ら決定しているものではありません」との回答も得ています。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**木田委員** 知事も納得できないという意思表示をされているわけで、議会としても同じような意見表明というのは必要じゃないかなと思うんですね。

昨日の高知県沖の米軍機の墜落事故を受けて、さらにその不安というのは増大しているんじゃないかなと思います。今のところ、県として情報収集して、例えば、今回日出生台で予定があるということで動いていますので、湯布院とか観光地での風評被害が出ているというようなことを伺っているかどうかですね。キャンセルが出ているのかについて、情報収集されているのかをお尋ねしたい。

また、今回市街地を避けてほしいと要望を伝えていると思うんですけども、市街地でなければいいのかということもあると思うんですね。高知県の昨日の事故においても、海の上だからということじゃなくて、やはり漁業者、操業者が二人、2隻あったけど、離れていたのが大丈夫ということになっていました。市街地じゃなくても、農業、林業者もいらっしゃるんでしょうから、そういった不安は、やはり解消されていないんじゃないかなと思います。

それから、防衛局か米軍の資料に、事故率がここ数年上がってきて3.24だということで報告をされているようです。この3.24というのは100分の3.24なのか、1,000分の3.24なのか、この数の捉え方をどう受け止めればいいのかですね。その3.24というのは1万回のフライトで3.24なのか、その辺りはっきり記載されておりませんでしたの

で、それも分かれば教えていただきたいと思うんですが。

**河野危機管理室長** まず、昨日の事故を受けて、風評被害があったかどうかということにつきましては、現在、情報収集しておりますけれども、今のところ情報は入っておりません。

それから、事故率の関係でありますけれども、3.24ということで、この数字については、平成29年の9月か10月の段階でAクラスの事故、シリア、オーストラリアあるいは沖縄県の方で落ちた事故、こういったAクラスの事故が勘案されており、事故率が増えているということは聞いております。何万時間の回数なのかどうかというのは、今のところ、私は把握しておりませんので、後ほど調べて回答させていただきたいと思っております。

**木田委員** 事故率の算定は、双方また調べていただきたいなと思います。100分の3.4と10,000分の3.4だったらかなり受け止め方は違うと思います。

風評被害の件も、昨日の事故でということじゃなくて、今回オスプレイの訓練が実施されるだろうという報道が動いてからのそういった風評被害というのは観光地周辺で起きていないのかという質問なんです。

**河野危機管理室長** さきほどの風評被害の件及び3.24の出どころの数字については後ほど調査しまして回答させていただきたいと思いません。

**二ノ宮委員** 私は、由布市ですから地元です。今まで何度も訓練はあったんですけど、今度みたいに市をあげてといいますか、例えば、観光協会等、いろいろなところから反対意見が出ています。今までで一番反対に盛り上がっているのじゃないかと思っています。

そういうことで、現場のことをいろいろ調査をしていると思うんですけど、そういうところも含めてどういう感じかと、その市内の方ですね、今までどちらかというのをもし分かれば教えてください。

**河野危機管理室長** すみません、質問の意味がよく理解できなかったの、もう一度よろしい

でしょうか。

**二ノ宮委員** 今度は知事も反対しているし、それから、今まで訓練によっていろんな被害が出るんじゃないかということで現地に行って、毎回いろんな調査を行い、市民の意見やその状況を聞いていると思うんですけど、このオスプレイが来るということで、例えば、市内の状況とか、今までの聞き取りとは違う面がありますかということですか。

**河野危機管理室長** 先月19日に九州防衛局長から訓練概要等の説明を受けて、28日から30日までの間、由布市、玖珠町、九重町、それから演習場を管轄する別府市、日出町、杵築市の関係6市町が住民説明会を開催しています。

内容を見てみますと、やはりオスプレイに対する不安が非常に大きいということ、玖珠町での住民説明会に行き行って感じております。やはり人口密集地の近くを通るんじゃないかとか、あるいはどういった感じで日出生台演習場にオスプレイが入ってくるのかとかいったようなこと。また、オスプレイが安全な機体であるのかどうかといった声は聞いており、特にオスプレイに対する不安が大きいと感じているところです。

**二ノ宮委員** そういう状況を把握していただければ結構です。また後でお伺いします。

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、この後、諸般の報告が多いので簡潔にお願いします。質疑などはありませんか。

**堤委員外議員** 河野室長、結局オスプレイがどこを通るかという情報を取得されている——回答書に明確にそれは米軍の秘密の問題があるということで回答されていないよね。だから、ある意味で非常に心配するんですよ。

上空を通るのか、低空か、移動も正に訓練の一つだから。だから、オスプレイが低空で訓練するのではないかと、また、大分市の上空又は由布市の上空を飛んでくるのではないかとということが非常に不安で、そういう情報隠しをされているということに対して、どういう形で情報を出させようとされているか。

**河野危機管理室長** 九州防衛局に12月1日に



行ったときに、二日市副知事から安全確保面についての要請をしていますけれども、やはりセキュリティの関係等からなかなか明確な回答はありませんでした。防衛局の説明では、可能な限り、米軍と調整しながら、できる限り得た情報については開示しますという回答をいただいています。我々もそういうところは九州防衛局と話をしながら、可能な限りの情報はしっかりといただくという姿勢で臨みたいと考えています。

**堤委員外議員** 県としても、日出生台の演習そのものの廃止、縮小と中止を求めているし、今度の共同訓練についても、最後まで反対の立場を表明しているということは、非常に評価すべきだろうなと思います。

そういう点で我々自身も、県議会としても、ぜひ応援をしていきたいと思っていますので、一緒に頑張っていきましょう。

**衛藤委員長** ほかにないようですので、これより請願の取扱いについて協議いたします。

いかがいたしましょうか。

**嶋副委員長** この件はこれまでマスコミの報道なり、今日は執行部から説明がありましたけれども、様々な状況を総合的に判断をして、継続審査にすることが適切だと思います。

その一つに、御説明にもありましたけれども、九州防衛局が航空機の使用に関しては人口密集地を避けるなど、経路や高度を考慮し、安全面の確保や騒音の低減に努めるよう米軍と調整徹底する訓練情報については、米軍側と調整の上、可能な限りお伝えするという方針を示して、県と関係6市町はその回答を確認をしたということ。

もう一つは、来年度以降のオスプレイが参加する日米共同訓練等の計画については、決定しているものではありませんとの回答があって、県からは共同訓練を恒常化しないこと、安全対策を徹底することなどを直接防衛大臣に要請をしたところであり、委員会としては、今後の動向を注視する必要があると思いますので、継続審査が適切だと思います。

**衛藤委員長** ただいま継続審査の声が上がりま

した。それでは、継続審査についてお諮りいたします。

本請願は、継続すべきものと決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**玉田委員** 今、継続という意見が出ましたけれども、まず、今日からもう始まっているということで、しかもリアルタイムの請願であります。今までの状況等、それから県民の不安にしっかりと議会も応えているということを示すためにも、ここは採択ということでぜひお願いしたいと思います。

**衛藤委員長** 御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本請願は、継続審査とすべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**衛藤委員長** 可否同数であります。よって、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長が可否を決します。

委員長は、継続審査とすべきものと採決いたします。

以上で、付託案件の審査は終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

次第の①の報告を続けてお願いします。

**安藤私学振興・青少年課長** 大分県再犯防止推進計画の策定について御説明します。資料の3ページをお開きください。

上段の1策定の目的等ですが、(1)目的にありますように、再犯の防止等に関する施策の推進により安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とします。

(2)計画の位置付けは、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく、都道府県再犯防止推進計画です。

(3)計画期間は、2019年度からの5か年とします。

続いて、中段の2大分県再犯防止推進計画の骨子(案)です。まず、右上の基本方針を御覧ください。

県では、犯罪被害者等支援条例を制定し、被

被害者に寄り添った支援を推進していますが、本計画においても、「犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに社会復帰のために努力すること」という基本理念の下、犯罪被害者の視点を強く意識し、国の関係機関や民間団体と連携して再犯防止に取り組んでいきます。

この考え方を基本として、2のⅢに記載する六つの重点課題に取り組んでまいります。

具体的な施策の主なものを紹介しますと、第1就労・住居の確保のための取組については、県が行う公共工事の競争入札参加資格審査における協力雇用主に対する優遇措置の導入を検討することとしています。

第2保健医療・福祉サービスの利用促進のための取組については、引き続き、地域生活定着支援センターによる出所した高齢者・障がい者に対する福祉的支援を提供するとともに、地域の受入体制の整備に取り組んでまいります。

下段の左、3大分県再犯防止推進計画策定協議会メンバーについては、記載のとおり、再犯防止計画の推進に関わりの深い機関・団体を構成員としています。

最後に右側の4今後のスケジュールですが、今後、策定協議会で素案の作成の後、改めて委員の皆さまに御説明の上、パブリックコメントを実施し、3月下旬に計画の公表を予定しています。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

**土居委員外議員** 今現在で、この策定協議会メンバーの皆さんからいただいた御意見はどれぐらいの割合で反映できているのでしょうか。

**安藤私学振興・青少年課長** 協議会のメンバーの皆さまからいただいた御意見については、できる限り載せるようにしており、県との調整の中で協議を重ねて、割合的にはかなりのところを載せていると考えています。

**土居委員外議員** かなりのところを載せていただいているということですが、協議したメンバーの皆さんから、物足りないという意見をいただいております。再犯の防止を図ろうと思えば、現状の課題をはっきりさせて、具体的な施策が必要です。

例えば、薬物依存に対処できるのは河村クリニックしかないのか、ほかの地域はどうするのか。地域の病院に協力してもらって、地域格差をなくしていこうというような具体的なものとか、さきほど障がい者計画の素案を見たんですけれども、今回新しく再犯防止を作るわけですから、地域福祉計画とかにこの視点も入れていこうとかをぜひ書いてもらいたいと願っています。

大分県の社会の中で暮らす皆さんが、大分県が主体となって作ったものだということをしつかりと表して、具体的施策に「慎重に検討していきたい」という文言などを入れないようにしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**安藤私学振興・青少年課長** 12月に素案の内容が固まった段階で、関係議員の皆さまには改めて説明を行うようにしております。その際、パブリックコメントも予定しておりますので、議員の皆さまからの御意見をいただきながら、計画案の策定協議に反映していきたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

**小嶋委員外議員** 素案の策定があって、皆さんに相談するというのは、この委員会で相談するんでしょうけど、素案の要旨については、議員全員に配るというわけじゃないですね。それぞれ関係する委員会のメンバーに配るということで考えていいですか。

**安藤私学振興・青少年課長** またその素案を皆さまに配付したいと考えております。（「議員全員に」と言う者あり）はい、議員全員にお配りしたいと考えています。

**衛藤委員長** ほかに御質疑等もないので、続いて、②及び③の報告を続けてお願いします。

**芦刈環境保全課長** 大分県水道ビジョン（素案）について御説明します。資料4ページをお

開きください。

初めに、1の策定趣旨を御覧ください。第2回定例会で説明しましたが、人口減少に伴う料金収入の減少などの課題に対処するため、大分県水道ビジョンを策定します。

次に、2の水道の理想像についてです。「安全で良質な水を、誰でも、どこでも、いつまでも」を基本理念とし、「安心して飲める安全な水道」、「災害に強い強靱な水道」、「将来にわたって健全な経営が持続する水道」を基本方針として掲げています。

右側の3現状分析と課題抽出を御覧ください。施設、水量、水質、財政及び人員の五つの観点から、課題の有無について、市町村ごとに検討・評価しました。

水量、水質は各市町村とも問題ありませんが、施設については老朽化や耐震化、財政については給水収益の減収や工事財源の確保、人員については職員数の不足・高齢化・技術の継承や民間企業の高齢化や減少などの課題を多くの市町村が抱えています。

次の5ページをお開きください。

4の施策体系図ですが、基本方針の安全、強靱、持続の観点から、基本施策、施策メニュー及び数値目標を示しています。

左から2番目の基本施策の中でも、中ほどの適切な資産管理や耐震化の推進、一番下の水道事業の効率化及び人材育成の推進が重要なポイントと考えています。

次の6ページをお開きください。

5の連携する圏域の設定についてですが、水道事業の効率的な運営や人材育成を推進していくためには、行政区域の枠を超えた広域的な視点が重要です。連携する圏域の設定に際しては、地勢、水源等自然条件や社会的・経済的条件を考慮し、大分県の振興局の管轄をベースに設定しており、今後この圏域を基本単位として取り組んでいきます。

最後に、右側の6水道事業の効率化と人材育成の推進に向けた取組みを御覧ください。

現状分析ですが、大分県では平成の大合併によって水道事業も大幅な事業統合が進んだこと、

また、県特有の地形的な制約からこれ以上の施設統合は困難な状況であることから、広域的に施設を統合する手法は現実的ではないと考えています。この現状分析に基づいた推進方策ですが、人材育成や資材の共同購入など取り組みやすいものから効率化の検討を進め、そこから、緊急時連絡管の接続や保守点検業務、運転監視業務の共同委託、共同監視へと水道事業効率化の検討対象を発展させていきます。

今後、パブリックコメントを行い、今年度中に策定する予定です。

**高橋審議監兼人権・同和対策課長** 平成30年度人権に関する県民意識調査結果について報告します。資料の7ページをお開き願います。

左側上段1目的ですが、これまで、平成15年から5年ごとに実施した調査と同様に、県民の人権意識の把握や過去の調査との比較、また人権教育・啓発等を検証することに加え、調査結果に基づき、人権尊重施策基本方針の改定をするために調査したものです。

2対象者及び3調査方法等についてですが、県内に在住する18歳以上の県民4,941人を対象に郵送で調査を実施しました。また、回答期限直後にお礼状を発送し、未回答の方への回答を促すなど、回収率向上のための工夫を行ったことで、有効回収率は40.4%となり、前回の34.4%より6ポイント上昇しました。

4調査内容ですが、性別・年齢や人権への関心度、女性や高齢者、障がい者など、人権の八つの重要課題に関する意識に加えて、人権に関する教育や啓発の参加状況などについて調査を実施しました。

資料右側の5結果の特徴を御覧ください。

まず、(1)人権への関心ですが、「非常に関心がある」と答えた人が前回調査より2.4ポイント増え、「あまり関心がない」と答えた人が4.6ポイント減少しています。

次に(2)重要課題の分野別の特徴のいくつかを御紹介します。

③障がい者の人権では、前回調査より「就職や職場での不利な扱い」が減少し、「必要な社会的支援を受けられない」が増加しています。

④同和問題については、子どもが同和地区の人との結婚するとしたらの質問に対し「関係ない、反対しない」「地区の人でない方がよいが反対しない」を合わせると、前回より3.3ポイント増加しています。

⑤性的指向や性的違和に関する人権については、どのような人権問題があるかの質問に対し、「差別的な言動」「職場・学校での嫌がらせ」「アパート等の入居拒否」など、前回に比べ増加しています。

最後に(3)全般的な特徴ですが、インターネットによる人権侵害として、「誹謗中傷する表現の掲載」「SNS等の交流が犯罪を誘発」などが増加している状況にあります。

人権に関する研修や学習会に、これまで1回も参加していない方は、依然として5割近くもいる状況です。人権の大切さを知ってもらう効果的な方法として、当事者との交流会や意見交換会を挙げている人が増えていることから、このような方法も活用しながら、今後も教育・啓発活動に取り組んでいく必要があると考えています。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**木田委員** 県水道ビジョンについてお尋ねします。6ページの5ブロックは振興局の単位とはまた違うブロックで組まれていると思いますけれども、この項の5ブロックの運営の方法というのはどういった組織でやっていくのかですね。推進の方策等を見ると、民営化をするとかいう報告が出ていなくて安心したのですが、共同調達とかをこの5ブロックの中で組んでいくという事務局的な機能をどういうふうと考えているのかを教えてください。

**芦刈環境保全課長** 最初に連携する圏域の設定についてです。説明の中で、振興局の単位を基本としてというところがありますが、特に中部ブロックについては、各自治体の重要な水源となっている大分川、大野川流域の河川であるとか、深井戸とか、その辺の一体性を考慮して振興局単位、一番中心的なブロックとして設定し

ております。

ビジョン策定後、ブロックごとに連携推進会議を設置して、6ページの右下に事業効率化人材育成のロードマップを示しておりますけれども、それぞれの実情、経営状況に応じて、各ブロックでロードマップを作成して推進していくと。

今回、国会で厚生労働省方式、水道の中でかなり議論されたところですが、さきほど申しましたように、大分県ではもう既にこの平成の大合併で全国4番目に少ない市町村数ということで事業統合、経営統合が相当に他の県に比べて進んでおります。そこは市町村の意見をしっかり聞いて、県としては広域連携、水道事業の効率化の調整役、あくまで主役は市町村、住民です。調整役、事務局として進めていきたいと考えています。

**戸高委員** 4ページの3の現状分析と課題抽出のところを表にして、簡潔にさせていただいてるんですが、これは詳細を公表できる時期が分からないんですが、もし具体的な状況が分かれば。施設整備もきちっと維持管理をしているけれども、財政的に今後厳しくなるとか、いろいろ市町村によって違いますし、集落がなくなって、そこにまた管が通って、その撤去や維持管理をどうするのかという課題があると思います。市町村で全然違うと思いますので、少しその詳細を教えてください。

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかに御質疑等もないので、④及び⑤の報告を続けてお願いします。

**渡辺防災対策企画課長** 去る11月8日に公表した地震津波被害想定調査の中間報告の主な点について御説明します。資料8ページをお開きください。

国の中央構造線断層帯の長期評価が見直され、豊予海峡一由布院区間が追加されるとともに、別府一万年山断層帯が、中央構造線断層帯、日出生断層帯、万年山一崩平山断層帯の三つの断

層帯に整理されたことから、県への影響について調査を行ったところです。

中間報告では、新たに整理された三つの断層帯の地震動を調査し、下の市町村別最大震度表にあるとおり、中央構造線断層帯では前回調査から最大震度がおおむね軽減し、一方で、内陸部の日出生断層帯、万年山一崩平山断層帯では増大しております。

なお、震度7の市町村でも市内全てが震度7というわけではありません。例えば、市町村別最大震度表の左から2列目中央構造線断層帯の今回調査の上から4行目、大分市の今回調査の7の横に括弧書きをしている一番左側の17%が震度6弱、真ん中の26%が震度6強、右側の数字の5%が震度7となることを示しています。

次の9ページをお開きください。

今回の被害想定調査では、新たに整理された三つの断層帯の地震だけでなく、他の地震についても、人口動態や建物の耐震化などの社会的要因に基づき、地震・津波による人的被害について調査を行ったところです。

中間報告での県全体の死者数（暫定版）を見ると、津波浸水人口の減少や高層階で生活している人口の増加など人口分布のきめ細かな反映や、これまでの建物の耐震化等の地震・津波対策もあいまって、早期避難率が低い場合、高い場合のいずれにおいても、前回調査から減少傾向にあるとの結果となっております。

大分県地震・津波防災アクションプランについて御説明します。資料の10ページをお開きください。

まず、上段の概要のとおり、大分県地震・津波対策アクションプランが本年度で計画期間満了となることから、さきほど御説明した被害想定調査の中間報告等を踏まえ、次期プランとして新たに策定するものです。

計画期間は、平成31年度から平成35年度までとしています。

次に、下段の策定のポイントについて御説明します。

一つ目は、計画の位置付けです。県地域防災

計画における位置付けに変更ありませんが、平成27年に策定された大分県地域強靱化計画の部門計画としても新たに位置付けることとしています。

二つ目は、減災目標です。現行プランと同様、被害想定調査対象の各地震は35年度までに想定死者数の半減を、喫緊の課題である南海トラフ地震は、死者数約2万人を約600人に抑制することを目標にしています。さらに、有識者会議の意見を踏まえ、死者数を限りなくゼロにすることを新たに明記します。

三つ目は、施策体系です。大きな体系については、現行プランと同様、三つの柱、27の施策とし、対策項目については、地震津波被害想定調査等を踏まえ、整理を行います。具体的には、次の11ページをお開きください。

具体的な対策項目については、三つの視点から今回見直しを行っています。

一つ目は、地震津波被害想定調査に基づく対策の追加です。右側の表のとおり、内陸部を含めた孤立集落対策や要支援者対策を強化します。

二つ目は、平成28年の熊本地震等災害の検証結果に基づく対策項目の追加です。

三つ目は、現行のプランの進捗に応じた対策項目の整理です。

最後に、今後のスケジュールです。12月中旬からパブリックコメントを実施し、2月下旬の防災対策推進委員会で決定し、3月に公表することとしています。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別に御質疑等もないので、⑥の報告を続けてお願いします。

**大城消防保安室長** 新大分県消防広域化推進計画（仮称）の策定について、御説明します。資料の12ページを御覧ください。

資料の1策定趣旨等ですが、人口減少社会の

到来、高齢化の進展等を踏まえ、小規模消防本部の体制強化等、消防力の維持・強化に有効な自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、本年4月に、国の市町村の消防の広域化に関する基本指針が改正されました。これに伴い、本県が平成20年3月に策定した大分県消防広域化推進計画に替わる新計画を策定するものです。

2 現状と課題には、4項目をあげていますが、特に本県では、③の南海トラフ地震など大規模・広域災害への対応が求められています。また、④の※印のとおり、県内各消防局・本部の119番指令業務に必要な機器の整備費は高額で、その更新時期も間近なことから、その共同運用の検討は、喫緊の最重要課題となっています。

3 期待される効果としては、初動・増援体制の充実など、住民サービスの向上、現場要員の増強や消防設備・施設等の高度化など、人員や設備等の充実があげられます。

4 策定にあたっての検討事項では、次の2点がポイントです。①平成36年4月1日に延長される推進期限までに広域化を進めるか。その検討にあたっては、地域の事情を十分に考慮します。②広域化に時間を要する場合に連携・協力についてどう取り組むか。期限内に消防指令業務の共同運用等の実施を目指す場合には、連携・協力対象市町村を定めます。

5 検討体制ですが、県生活環境部長を会長とし、市町村、常備消防や消防団、住民の代表に学識経験者等も加わった大分県消防広域化推進計画策定協議会を9月下旬に設置しました。10月中旬には、その下部組織として、県内各消防局長・消防長を委員とする広域化検討部会も設置し、現在検討をいただいているところです。

6 スケジュールですが、現在は新計画の素案を作成中です。素案ができましたら、改めて委員の皆さまに御説明の上、来年2月にはパブリックコメントを実施し、3月中には計画案を固め、新計画の策定にこぎ着けたいと考えております。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別に御質疑等もないので、⑦の報告をお願いします。

**山本生活環境部長** それでは、生活環境部の平成31年度当初予算要求状況について、お手元にあります平成31年度当初予算（一般会計）要求の概要で説明申し上げます。1ページをお開きください。

生活環境部の31年度当初要求額は、上の表、左から2番目の欄のとおり、事業費100億6,601万5千円です。

30年度当初予算額97億6,238万6千円と比較しますと、3億362万9千円、3.1%の増となっています。

主な要因は、大分県災害被災者住宅再建支援事業について、全国知事会決議により、被災者生活再建支援基金に追加拠出する額4億6,150万4千円によるものです。

なお、今回、骨格予算のため、新規事業については、選挙後に編成する肉付予算で要求することとしています。防災・減災対策など、年度当初から切れ目のない対応が必要な予算については骨格予算として要求しています。

次の事業体系についてですが、県の長期総合計画安心・活力・発展プラン2015の基本目標の1安心分野の（4）恵まれた環境の未来への継承～おおいたうつくし作戦の推進～から3発展分野の（1）生涯にわたる力と意欲を高める教育県大分の創造までの各施策に沿って要求を行っています。

それでは要求の主な事業概要について、御説明いたします。3ページをお開きください。

まず、3番の温泉資源適正利用推進事業についてですが、本事業は、別府市内における温泉資源保護に向け、新たな採掘等を制限する保護地域の見直しを検討するための資源量調査を実施するものです。

次に、5番の気候変動対策推進事業についてです。本事業は、第4期大分県地球温暖化対策

実行計画におけるCO2の削減目標達成に向け、家庭・業務・運輸部門における排出抑制対策等を推進するとともに、ラグビーワールドカップ大分大会開催を契機に、大会で発生するCO2排出量を実質ゼロ化する県民運動を展開するものです。

次に、8番のおおいたHACCPトータル支援事業についてです。本事業は、本年6月の食品衛生法改正により制度化されたHACCPを2021年度までに導入するため、全ての食品取扱事業者に対して、指導や助言を行うものです。

次に、10番のNPO活動基盤強化支援事業についてですが、本事業は、NPOの育成と協働を推進するため、(公財)おおいた共創基金にボランティア・NPOセンターの運営を委託するほか、協働コーディネーターを配置し、企業等とのマッチングを強化するものです。

次に、11番の地震・津波等防災・減災対策推進事業についてですが、本事業は、今後発生が懸念される巨大地震や豪雨等の自然災害に備え、防災・減災活動の一層の強化を図るため、自主防災組織が行う避難訓練に要する経費や孤立可能性集落の通信機器等の整備を支援する市町村に対し助成するものです。

次に4ページをお開きください。

12番の県内消防本部連携強化支援事業についてですが、本事業は、人口減少・高齢化が進行する中、消防力の維持・強化を図るため、各消防本部の連携・協力による消防指令業務の共同運用に向けた調査を実施するものです。

最後に5ページをお開きください。

31年度当初予算要求における廃止事業です。いずれの事業も当初の目的が達成されたことや統合、組替え等により廃止するものです。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**玉田委員** さきほど説明もあつたんですけども、4ページの県内消防本部連携強化事業ですが、来年度また、市営業務の共同に向けた調査を実施するということですが、総務省の事業で

広域化の消防の全国を取組状況を見ますと、大分県の広域化というのは、ほかの地域と違って広いんですね。ほかの事業採択を受けているところは、隣の市同士での広域化とか、そういう運用になっていますけれども、やはり大分県全体ということで、来年度の調査にあたっては、広域化は広いということを重ね慎重に調査していただきたいと思っています。要望です。

**山本生活環境部長** さきほど広域化推進計画を説明させていただきましたが、中でも、原則、全県一区にするのか、また、その他の方法があるのかということも含めて各市や消防本部等の意見も聞きながら、慎重に進めてまいりたいと思っています。

また、委員からいただいた御意見はこれから生かしていきたいと思います。

**衛藤委員長** それでは最後に2点お伺いしたいんですけども、3番の温泉資源適正利用推進事業は、突然2倍以上にはね上がっているんですけど、今年度何でこんなふうになるのかがよく分からないのと、5番の気候変動対策推進事業も県民運動ということできなり4,700万円で、この中身がよく分からないんですけども、単年度ということなんでしょうか。

**橋本自然保護推進室長** 私から温泉資源適正化利用推進事業の内容について説明いたします。確かに予算額が3倍ほどの金額になっております。今年度、別府市の温泉資源の保護地域の見直しを行なったことで、エリアがかなり拡大しました。

さきほど説明したとおり、今後、おんせん県おおいたの基盤となっております別府市の温泉資源を持続可能な温泉資源としてしっかり保護しながら適正利用を進めていくということで、その広がったエリアの中でもいろんな現況調査を進めていく。そして、データを蓄積する中で、専門家の御意見もいただきながら、今後、さらなる保護対策を検討していくために金額が増えています。

**御沓うつくし作戦推進課長** 私から気候変動対策推進事業についてお答えいたします。

まず、ゼロから4,700万円余りに増えているということですが、5ページの廃止事業のところを見ていただきますと、2番、3番に地球温暖化対策推進事業、節電・省エネ対策推進事業がありましたが、これを新たに組み替えて気候変動対策推進事業に持っていこうというのが1点です。

加えて、来年のラグビーワールドカップ、具体的には大分で5試合ありますけれども、その会場で使う電気とか、選手や観客の移動に伴って発生するCO<sub>2</sub>、これを県民運動で相殺して実質ゼロに持っていこうという運動を呼びかけたいと思っています。

それから、単年度かという御指摘につきましては、来年のラグビーワールドカップをきっかけに温暖化対策の県民の取組を定着させていきたいと考えていますので、複数年の事業に持っていきたいと思っています。

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかにないようですので、これをもちまして、生活環境部関係の審査を終わります。執行部はお疲れさまでした。

〔生活環境部、委員外議員退室〕

**衛藤委員長** それでは、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中の継続調査をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がありませんので、所定の手続を取ることにいたします。

以上で本日の審査は終了しましたが、最後に何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別にないようですので、これで委員会を終わります。お疲れさまでした。